

令和7年4月1日

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

小規模工事の現場代理人の取扱いについて（通知）

小規模工事の現場代理人の取扱いについて（平成21年8月5日付け高知市総務部契約課通知）の一部を改正しましたので、通知します。

高知市の各工事所管課が発注する予定価格が200万円以下の工事（以下「小規模工事」という。）については、現場代理人が工事現場に常駐することを要さないこととし、小規模工事に配置している現場代理人が、他の小規模工事の現場代理人となる場合、及び契約課が発注する予定価格が200万円を超える工事の現場代理人となる場合は、兼務として取り扱いません。

なお、予定価格が200万円を超える工事同士では兼務として取り扱うことから、特別な場合を除き、複数の工事の現場代理人となることはできません。

また、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、予定価格が200万円を超える工事の現場代理人となることはできませんが、小規模工事については現場代理人となることが可能です。

ただし、いずれの場合も緊急時等には即時に、また適切に対応できる体制をとっておくことが必要です。